

日本社会科教育学会倫理綱領

日本社会科教育学会は、すべての人間の基本的人権と尊厳を最大限に尊重し、学会としての社会的責任の明確な履行、並びに会員による研究の信頼性と公正性を高めることを目的として、この倫理綱領を制定する。

本綱領は、日本社会科教育学会会員（以下、会員）が心がけるべき倫理綱領であり、会員には社会科教育学に携わる者としての自覚と責任の下、研究・教育・実践活動において、学習者の健全な成長と学校教育研究の発展に寄与することが求められる。

本学会は、上記の主旨に基づき、以下の条項を定める。

研究の実施に伴う責任

会員は、研究の実施にあたって、社会科教育の発展に寄与しようとする積極的意思をもたなければならない。研究の対象に対して常に敬意を払い、並びに事実の公平・公正な解釈と事実に基づく証明に努めなければならない。研究成果を捏造してはならない。

成果の公表に伴う責任

会員は、研究成果の公表に際しては、以下の点に留意し、研究者としての社会的責任を自覚して行わなければならない。

- (1) 個人のプライバシーや社会的規範を犯す行為をしてはならない。
- (2) 他人の研究成果を剽窃・盗用する、データを捏造する、著作権を侵害するような行為をしてはならない。
- (3) 二重投稿をしてはならない。
- (4) 共同研究の場合には、共同研究者の同意を得るとともに、その権利と責任に十分配慮しなければならない。

情報提供者・研究協力者への説明責任・人権尊重

会員は、研究のための情報提供者・研究協力者について、研究の目的、方法およびその成果の公表に関して説明責任を負うとともに、情報提供者・研究協力者の人権を尊重し、個人情報などの秘密保持に配慮し、名誉を傷つけることおよび身体的苦痛や心理的苦痛をあたえることがあってはならない。

秘密保持・情報管理

会員は、教育・研究等の活動にともなって得られた情報を厳重かつ適正に管理し、研究等に関わる社会的規範の範囲をこえて、こうした情報等を目的以外に使用してはならない。併せて、プライバシーに関わる情報については、関連する法規範を遵守しなければならない。